

# 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

警察庁 最終的な調整結果

管理番号

110

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

08\_消防・防災・安全

提案事項(事項名)

青色回転灯等装備車の証明等に係る申請等手続のオンライン化等

提案団体

埼玉県、深谷市、上尾市、越谷市

制度の所管・関係府省

警察庁

求める措置の具体的内容

- ①青色回転灯等装備車の証明等の申請手続における申請書及び添付書類について、PDF等電子データでの提出を可能とし、オンライン化を可能とすること。
- ②適切なパトロールの継続性を確保するための申請団体に対する講習について、「講習の効果の確認」及び「受講者の確認」の方法を参考事例と併せて明確に示し、オンラインによる実施を可能とすること。
- ③上記①、②について、現行規定で可能なのであれば、その旨を明確化すること。

具体的な支障事例

青色回転灯等装備車の証明等については、警察庁から各都道府県に事務処理要領等を示した通達が発出されており、各都道府県においては、同通達に基づく事務処理要領を定め運用している。

証明等の申請等については、各警察署が窓口となり申請書類を受領し、警察本部に送付した上で、警察本部において申請内容を審査し、証明書等の発行等を行うこととなっており、申請から証明証の交付まで1か月程度の時間を要している。

また、現行制度では、申請者は書類を各警察署に持参又は郵送する必要があり、負担が生じている。さらに、書類の未送付等があった場合の手続の遅延及び書類の紛失等が懸念され、申請者への不利益が生じるおそれがある。

加えて、適切なパトロールの継続性を確保するために申請団体に対する講習の受講が規定されているが、オンラインによる講習が可能となるための具体的な実施方法や条件が不明であるため、対面で実施せざるを得ず、非効率的な講習実施を図る上で支障が生じている。

当県内の市町村が、県内企業から青色防犯パトロールの実施を検討しているとの相談を受けたが、申請手続の煩雑性や対面講習の時間拘束が負担となり、検討を取りやめってしまうケースが発生してしまっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

行政のデジタル化が促進され、県民の利便性が向上し、行政の業務が効率化される。また、講習を受ける機会や方法が増えることで、受講者の増加が見込まれ、地域防犯の推進につながる。

根拠法令等

「自主防犯パトロールに使用する自動車に青色回転灯等を装備する場合の取り扱いについて」の手続について（通達）令和4年12月15日付け警察庁丁生企発第659号

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

千葉市、八王子市、川崎市、相模原市、愛知県

○手続きのデジタル化により、申請者の利便性を向上させることは賛成であるが、同時に窓口である警察署、申請を取りまとめ証明書を発行する警察本部の負担の軽減を図る必要がある。申請者の多くは、高齢者であるため、デジタル化に対して、負担を要する高齢者が一定数見込まれ、オンラインによる講習と対面による講習の双方を実施すると窓口である警察署の負担が増える恐れがある。また、将来的には、青色回転灯装備車に関する手続きを含め、防犯ボランティア団体に関連する手続きは、警察が行わずとも、市町村と連携して、都道府県が行うようにすれば、申請者の負担が軽減する。

○講習を受けてから「パトロール実施者証」の交付を受けるまでに、1か月以上時間を要している状況で、人事異動で配属された職員が1か月以上パトロールを実施できないという支障が生じています。

○手続きや講習のオンライン化は、証明書の交付期間を短縮する一つの手段と考えられます。

○市で新規に購入した回転灯付きパトロールカーについて、証明書の発行までに三週間程度を要したため、その間、パトロールに使用する車両を減ずる必要が生じた。

## 各府省からの第1次回答

オンラインによる青色回転灯等装備車に係る証明等の申請手続や講習の実施の在り方について、都道府県警察の実情等を踏まえて検討を進めてまいりたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案に対し、検討をするとの前向きな御回答をいただき感謝申し上げます。県民の利便性向上、行政の業務効率化に資するため、提案実現に向け速やかに検討いただきたい。

また、検討の内容やスケジュールについても具体的に御教示いただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 地方六団体からの意見

**【全国知事会】**  
提案団体の提案を考慮した検討を求める。

## 各府省からの第2次回答

申請手続のオンライン化については、対応可能なシステムを整備している都道府県警察については可能である旨を事務連絡等で明確にする。

講習のオンライン化については、講習の効果の確認や受講者の確認の方法を含むオンラインで実施する際の基準を示す必要がある。

今後、都道府県警察から参考事例等を聴取した上で、具体的な実施方法等を検討することとしたい。

## 令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

**5【警察庁】**  
(1)道路運送車両法(昭26法185)  
(i)自主防犯活動用自動車の青色回転灯装備に関する警察の証明については、オンラインによる申請が可能であることを明確化し、都道府県警察に通知した。  
[措置済み(令和5年9月4日付け警察庁生活安全局生活安全企画課長事務連絡)]  
(ii)青色防犯パトロール講習のオンラインによる実施については、実施に係る基準や具体的な実施方法を検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

警察庁 最終的な調整結果

管理番号

186

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11\_その他

提案事項(事項名)

訪問型サービス事業を実施する際の路上駐車 of 許可に係る制度の見直し

提案団体

八王子市

制度の所管・関係府省

警察庁

求める措置の具体的内容

訪問型サービス等を行う民間事業者や地方自治体が市民宅等を訪問する際に、やむを得ず路上駐車する際の許可について、許可申請手続をオンライン化する等して簡易に手続できるようにするとともに、駐車 of 都度の許可申請ではなく、一度 of 許可で一定 of 期間駐車できるよう制度改正を求める。

具体的な支障事例

訪問型サービスを行う民間事業者や当市では、事業実施にあたり市民宅 of 訪問等を行っているが、車両 of 駐車に苦慮している実態がある。市民宅等 of 周辺にコインパーキングや公共施設がない場合、訪問に時間を要し、虐待に対する緊急対応等が困難であり、効率的に業務を行うことができない。当市としても駐車場の確保に努めているが、限界がある。

現在、都道府県警察において駐車許可制度が運用されているが、1回 of 駐車について1件 of 申請が必要であり、業務の実態に馴染まない。また、平成31年2月13日付で警察庁から「訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可 of 周知について(依頼)」が通知されているが、これまでのところ、駐車許可申請 of 負担軽減にはつながっていない。

【参考 当市における概算数値】

高齢者への訪問事業者数: 300 者超

高齢者への延べ訪問件数: 12 万件超/月(全事業者)

高齢者への虐待対応件数: 約 80 件/年

障害者等への訪問事業者数: 100 者超

障害者等 of サービス利用者数: 1100 人超

障害者等への虐待対応件数: 約 60 件/年

制度改正による効果 (提案の実現による住民 of 利便性 of 向上・行政 of 効率化等)

少子高齢化が進行する中、地域で安心して暮らしていくために、訪問型サービス of 重要性はますます増している。地方自治体や民間事業者がその業務を行うに当たり、緊急対応等ができない状態を解消することで、必要な時に必要なサービスが提供できる環境整備の一助となり、地域共生社会 of 推進につながる。

根拠法令等

道路交通法第45条第1項、第49条の5

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

函館市、旭川市、苫小牧市、浜松市、小牧市、兵庫県、熊本市、宮崎県、鹿児島市

—

## 各府省からの第1次回答

御指摘を踏まえ、合理的な運用が行われるように引き続き指導してまいりたい。訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可については、道路交通法上、1回の駐車について1件の申請が必要な制度とはなっておらず、「訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可事務の簡素合理化について（通達）」（平成31年3月22日付け警察庁丁規発第44号）等において、駐車日時や駐車場所について、訪問診療等の用務の性格や交通状況等を勘案した上で、一つの許可で、一定の期間、複数の場所に対応できるよう、手続の簡素化・柔軟化を図り、申請者の負担軽減に努めるよう各都道府県警察に対して指示している。また、駐車許可のうち、定型的・反復継続して行うものについては、令和4年1月から、試行的な取組として運用開始している「警察行政手続サイト」において、オンラインによる駐車許可の申請が可能となっている。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

八王子市内の警察署では、訪問診療等の訪問型サービスを用務とする場合については、6か月の間、申請した複数の場所において、申請した曜日と時間帯に駐車できる対応が取られているが、申請内容に変更が生じた都度、手続が必要になる。訪問診療等の訪問型サービス以外を用務とする場合については、こうした対応の対象外とされているほか、いつ訪問を要する事態になるかわからない相談対応や虐待対応などを用務とする場合については、予め時間と場所を指定できないため申請することができない。

また、平成31年の警察庁通達には、許可申請の一括受理等の記載があるが、実際には、複数の警察署の管轄区域内にまたがる場合には、各警察署への手続が必要となっているのが実態である。1か所の警察署で手続できないことで申請に係る時間と手間が増えることも、申請する事業所等にとって負担となっている。例え1か所の警察署で手続できるようになったとしても、管轄外の申請箇所については、所轄の警察署へ駐車可能な箇所なのかなどの確認が必要となるなど、警察の手間が増加することが想定され、許可までに時間を要してしまうのでは本末転倒である。

そのため、一度の駐車許可により、「1年間、市内で、申請した用務による」駐車を可能とする等、より包括的な駐車許可制度への見直しを求める。

警察行政手続サイトでのオンライン申請については、定型的・反復継続して行うもののみならず、新規・変更申請についても可能としていただきたい。その上で、事業所等が本来業務に注力できるようにするために、申請書類を最小限にしつつ、より簡易な入力方法で申請できるようにしてほしい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 地方六団体からの意見

### 【全国市長会】

提案内容を踏まえ、現行制度下における合理的な運用について更なる周知を行っていただきたい。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可について、訪問介護サービスが対象になっていることを通知等で明確化すべきではないか。

新たな通知等を出すにあたり、各警察署に対して、提案の趣旨に基づく対応が取られるよう周知の方法を工夫すべきではないか。

駐車許可に係る申請書類の簡素化について、どのような書類が過剰となっているのか提案団体の意見も聞いた上で、具体化・明文化していただきたい。

警察行政手続サイトでのオンライン申請については、新規・変更申請ともに可能となるようにしていただきたい。

また、オンライン申請システム改善に向けた具体的なスケジュールを示していただきたい。

予め場所と日時が定まらない訪問サービスもあるため、より包括的・柔軟な対応を検討いただきたい。

## 各府省からの第2次回答

「訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可事務の簡素合理化について(通達)」(平成31年3月22日付け警察庁丁規制発第44号)により、訪問診療等に使用する車両に対する駐車許可事務について簡素合理化による申請者の負担軽減を指示してきたところであるが、今後通達を改正し

- ・駐車許可事務の簡素合理化の対象となる車両の明確化
- ・各都道府県警察に対し警察署担当者に至るまでの本通達の趣旨の周知徹底
- ・駐車許可申請を審査するに当たって必要となる疎明書面を具体的に明記した上で、それ以外の不要な書面を提出させないこと

について指示を行う方針であり、新たな通達に係る各都道府県警察ごとの駐車許可事務の見直し状況については、警察庁において確実にフォローアップを行う。

また、オンライン申請については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和5年6月9日)に基づき、令和7年末までに検討する。

なお、道路上における駐車は、他の道路利用者に危険を生じさせることや渋滞を引き起こすおそれがあるため、交通実態等を踏まえて必要な駐車規制を実施しており、市内一円等の場所を限定しない包括的な駐車許可を行った場合には、許可を受けた方の判断でどこでも駐車を行えることとなり、他の道路利用者に危険を生じさせたり、渋滞を引き起こすこととなりかねないため、交通の安全と円滑の確保の観点から、当庁から各都道府県警察に対して、場所を限定しない包括的な駐車許可を指示することは困難である。

一方、許可期間については、既に各都道府県警察において可能な限り長期間での許可を可能としており、駐車日時についても、上記通達により柔軟な運用を検討するよう、具体例を示した指示を実施済みであるところ、その趣旨を引き続き徹底していく。

## 令和5年の地方からの提案等に関する対応方針(令和5年12月22日閣議決定)記載内容

### 5【警察庁】

#### (2) 道路交通法(昭35法105)

駐車許可(45条1項ただし書)の手続の簡素合理化については、以下のとおりとする。

- ・申請者の負担を軽減する観点から、令和5年度中に「訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可事務の簡素合理化について(通達)」(平31警察庁交通局交通規制課長通達)を廃止し、駐車許可事務の簡素合理化の対象となる車両及び提出が不要な疎明書類を更に明確化した新たな通達として都道府県警察に対して通知する。また、関係団体等に対し、新たな通達の趣旨について広く周知を図る。

- ・駐車許可に係る申請手続のうちオンライン申請ができていないものについては、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和5年6月9日閣議決定)に基づき、オンライン申請を可能とする方向で検討し、令和7年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。